

遊漁船業者の登録を受けるための手続きについて

1 登録申請書の必要書類について

- 別紙一覧のとおり

2 登録の手数料

滋賀県収入証紙を申請書正本の所定欄に貼付して納入してください。

収入証紙は、滋賀銀行本店・県内各支店出張所、県内各合同庁舎、平和堂一部店舗、県庁本館1階滋賀銀行県庁支店（9時～15時）、滋賀県庁会計管理局（15時～17時15分）で購入できます。

- 新規の場合・・・27,000円
- 更新の場合・・・16,000円

<事前に消印せずお持ちください>

3 申請書および添付書類の提出

- 場 所 滋賀県庁 農政水産部 水産課 遊漁船業担当（県庁本館4階）
(簡易書留で郵送していただくことも可能です。)
- 受付日時 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00
(休日・閉庁日は除く)
- 提出部数 正本1部（控えが必要な方はあらかじめコピーをとってください）
- 更新申請の提出期限 有効期限満了日の30日前まで（施行規則第2条）

4 登録申請の受理後について

- 受理した申請書の内容の審査を経て、登録通知書を郵送します。
- 審査の結果、登録が拒否された場合には、理由を示してその旨を通知します。
- 登録の通知を受けてから営業を開始するまでの間に、業務規程の届出が必要です。
(水産庁作成の業務規程の雛型をお渡ししています。)
- 営業を開始するまでに、定められた様式の標識を作成し、営業所並びに遊漁船に掲示してください。

5 その他

- 登録申請に来られる際は、事前にお問い合わせください。電話：077-528-3872
- 遊漁船業の適正化に関する法律に関する情報は、水産庁のホームページ（<http://www.jfa.maff.go.jp/>）中の「遊漁の部屋」で見ることができます。

新規・更新の登録申請に必要な書類

＜申請者が個人の場合＞

- 遊漁船業者登録申請書（様式第一号）
- 登録を受けようとする者が拒否要件に該当しない旨の誓約書2種類（様式第二号、様式第三号の二）
- 選任した遊漁船業務主任者が基準に適合する者であることを証する書面（3種類）
 1. 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
（※特定操縦免許が必要）
 2. 遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修証明書（様式第三号）（※更新には不要）
 3. 遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書の写し
（※有効期限がありますので、ご確認ください。）
- 保険証券や保険申込書の写し等、損害賠償の支払能力を証する書面
- 船舶検査証書の写し
- 船舶免許証と現住所が違う場合のみ、住民票や自動車運転免許証など、現住所の分かる本人確認書類の写し
- 申請者が未成年の場合、法定代理人の現住所の分かる本人確認書類の写し
- 遊漁船業務主任者の現住所の分かる本人確認書類の写し（船舶免許証の写し可）
（申請者と遊漁船業務主任者が同一の場合不要）

＜申請者が法人の場合＞

- 遊漁船業者登録申請書（様式第一号）
- 登録を受けようとする者、その役員が拒否要件に該当しない旨の誓約書2種類（様式第二号、様式第三号の二）
- 選任した遊漁船業務主任者が基準に適合する者であることを証する書面（3種類）
 1. 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
 2. 遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修証明書（様式第三号）（※更新には不要）
 3. 遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書の写し
 4. （※有効期限がありますので、ご確認ください。）
- 保険証券や保険申込書の写し等、損害賠償の支払能力を証する書面
- 船舶検査証書の写し
- 法人の登記事項証明書
- 役員全員の現住所の分かる本人確認書類の写し
- 遊漁船業務主任者の現住所の分かる本人確認書類写し（船舶免許証の写し可）

*** いずれの場合にも、営業開始前に、業務規程の届出が別途必要です。**